

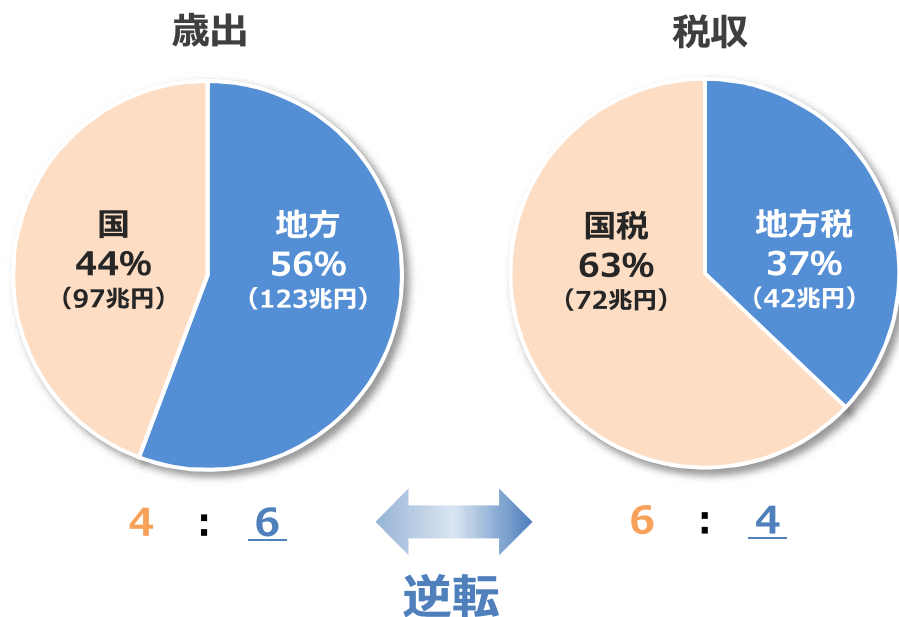
「参考資料」 についての見解

令和5年7月

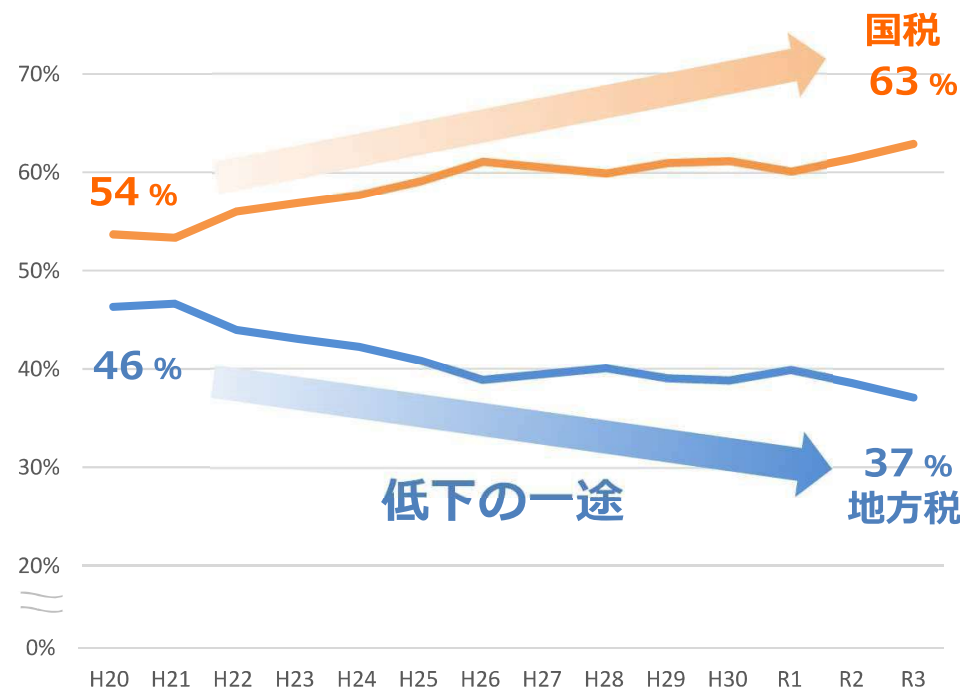
東京都

- ✓ 我が国の財政は、歳出と租税収入における国と地方の比率が逆転しており、特に「偏在是正措置」が講じられたH20年度以降、地方税の割合は低下の一途
- ✓ 日本全体の持続的な成長を実現するためには、地方自治体が各々の個性や強みを発揮し自主的・自立的な行財政運営を行えるよう、地方の役割に見合う税源の拡充こそが必要

国と地方の財源配分 (R3年度決算)



租税収入に占める割合の推移



「参考資料」

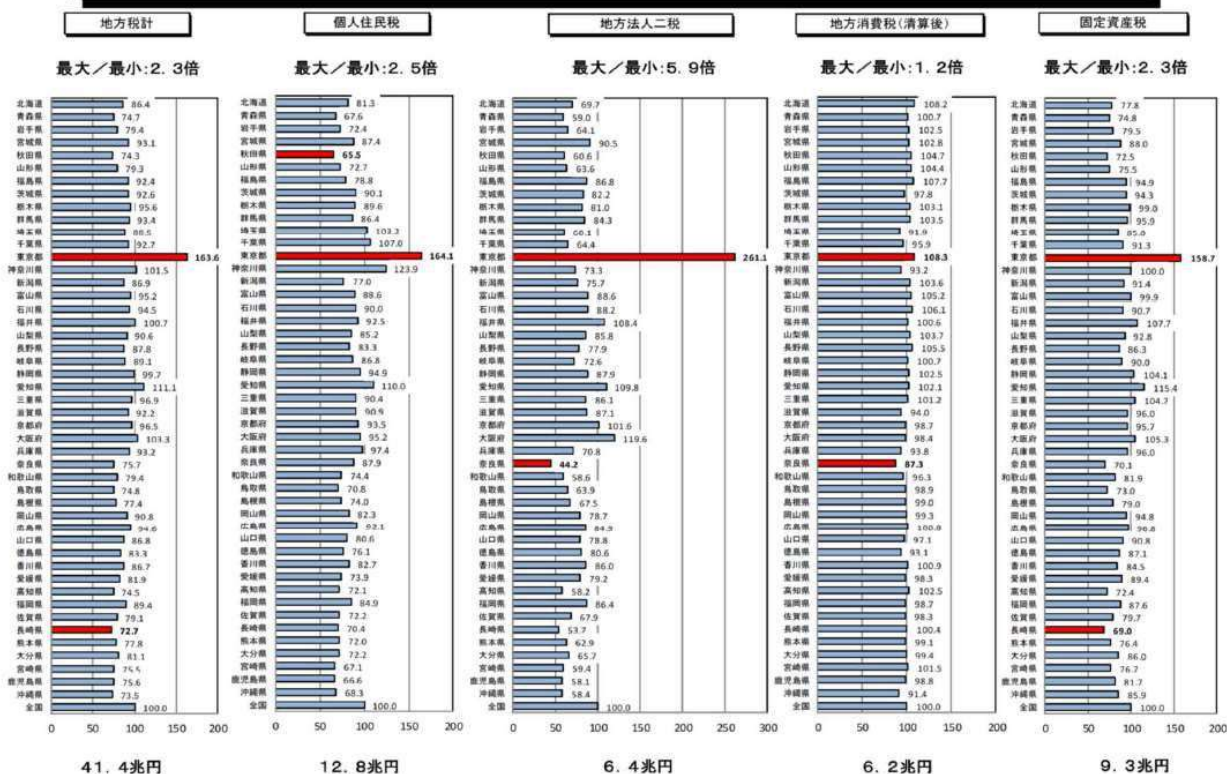
これまでの偏在是正措置後も、依然東京に税収が集中

「参考資料」では、人口1人当たりの税収額などを示し、これまでの偏在是正措置を経て、依然として東京に税収が集中しているが・・・

<「参考資料」 P.22>

税収偏在の状況

人口一人当たりの税収額の指数（令和3年度決算額）



4.1兆円

12.8兆円

6.4兆円

6.2兆円

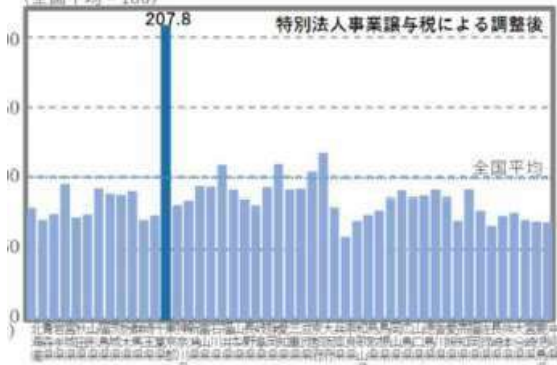
9.3兆円

(注1) 上段の「最大/最小」は、各都道府県ごとの人口1人当たり税収額の最大値を最小値で割った数値であり、下段の数値は、税目ごとの税収総額である。
 (注2) 地方消費税については、現行の清算基準により得られる最新の理論値である。

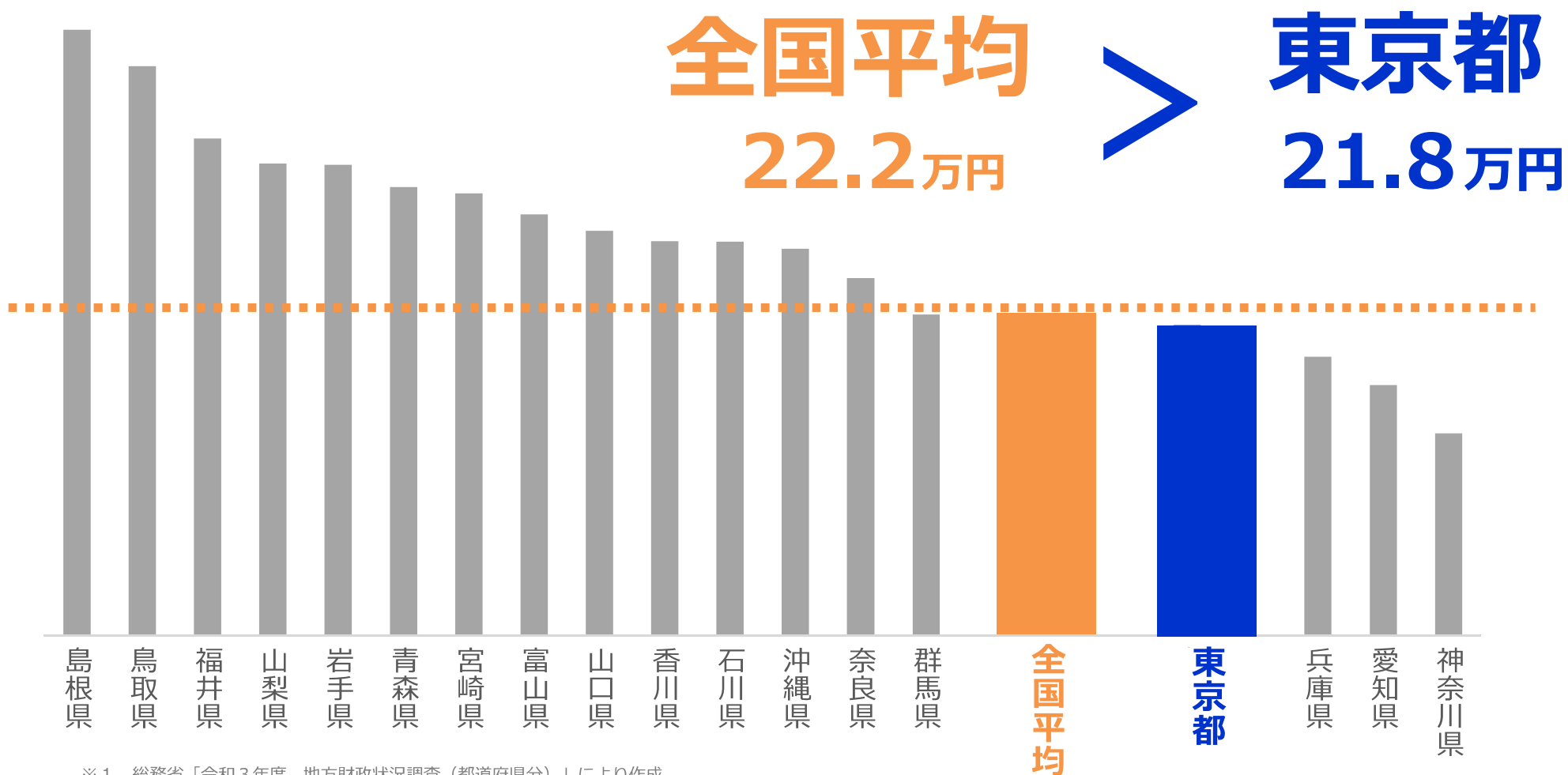
(出典：総務省資料)

<「参考資料」 P.31>

地方法人二税等の1人当たり税収(2021年) ～偏在調整後も一部の大都市に税収が依然集中～ (全国平均=100)



人口1人当たりの一般財源額で見れば、東京都を含む大都市圏は全国平均以下の水準であり、これまでの不合理な措置などにより、逆偏在の状況が生じている

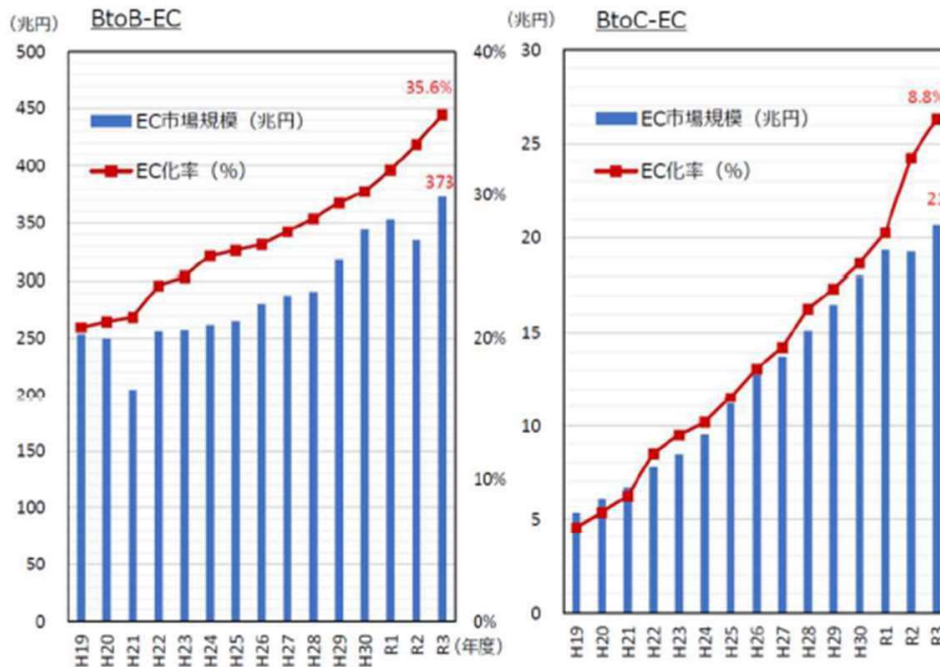


※1 総務省「令和3年度 地方財政状況調査（都道府県分）」により作成。
 ※2 人口は住民基本台帳人口（令和4年1月1日）による。

「参考資料」では、「電子商取引（EC）は、本店以外の事務所等がなくとも全国での事業展開が可能であり、各地に事務所等を設けて販売する事業形態と比べて、本店所在地に税収が集中する。（略）電子商取引の普及・拡大に伴って、東京都への税収の集中が今後も進展すると考えられる。」としているが・・・

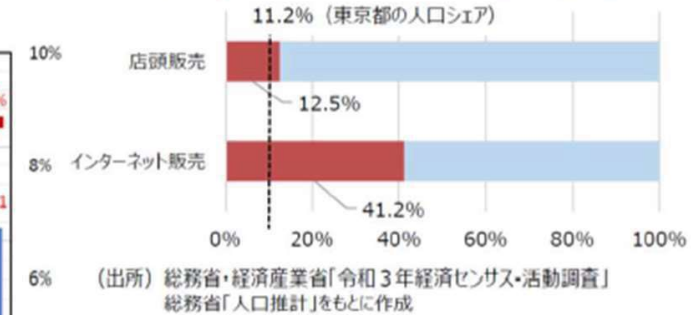
<「参考資料」P.27>

◆ 電子商取引（EC）の市場規模及びEC化率の経年推移

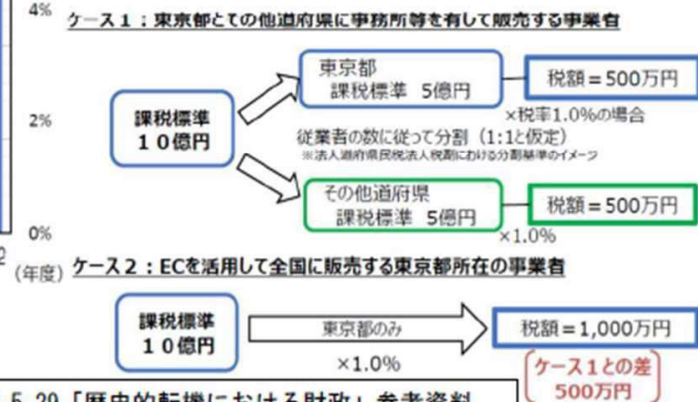


(出所) 経済産業省「電子商取引に関する市場調査」をもとに作成
 (注) BtoC-ECのEC化率については、算出対象を物販系分野に限定している。

◆ 小売販売額における東京都のシェア



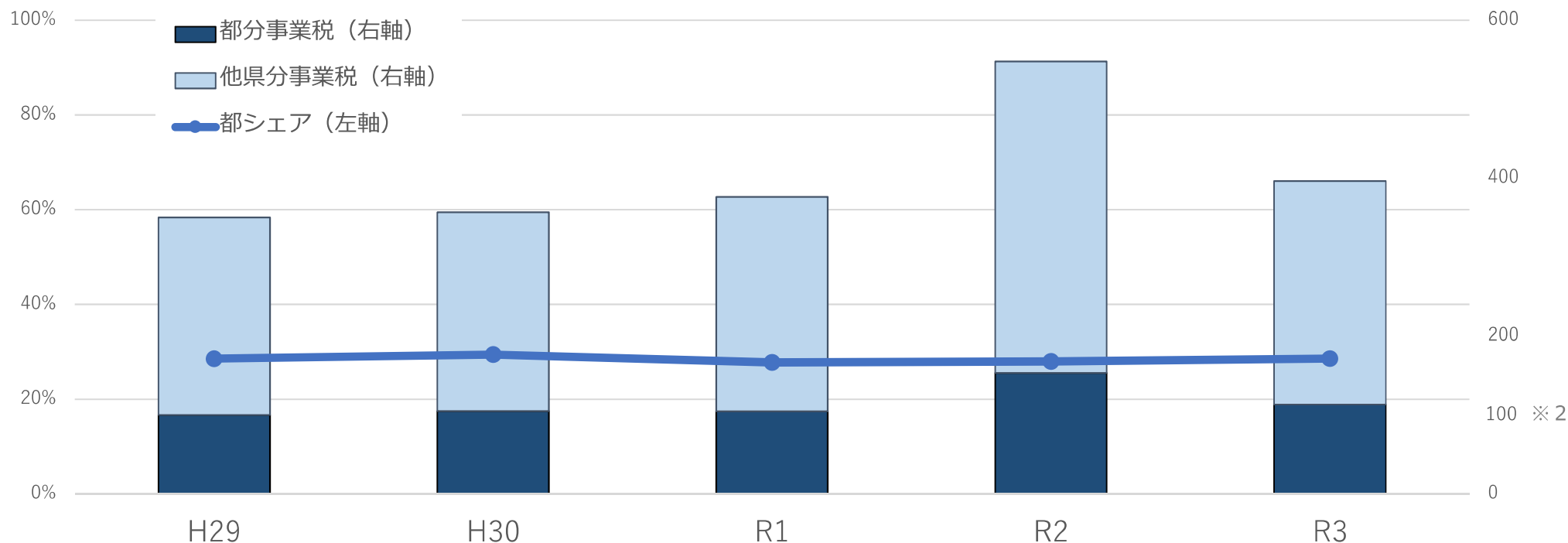
◆ 法人住民税収の差異



東京都の見解 電子商取引（EC）の拡大に伴い税収が都に集中している事実はない

- ✓ ネット販売主要30社※₁で見ると、30社のうち14社が他県に本店を置き、29社が他県に支店等の事業所を有している
- ✓ 法人事業税の税収を見ると、都のシェアは3割未満でほぼ一定であり、税収の集中が進展しているという状況にはない

<全国に占める都の法人事業税収シェアの推移> (ネット販売主要30社)



※1 「月間ネット販売」による売上高調査（2022年）における売上上位30社

※2 H29の都分事業税を100とする

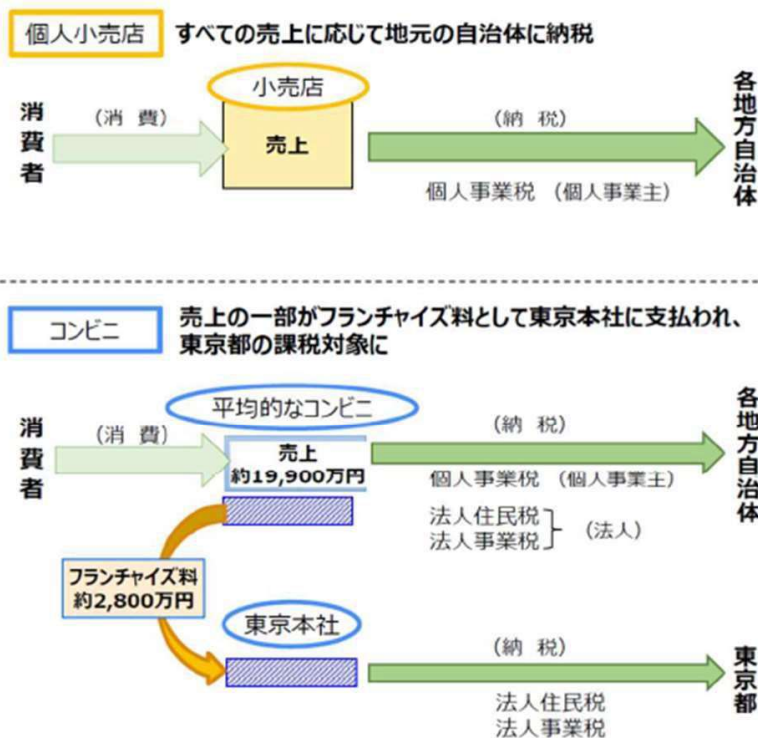
※3 他県分事業税は課税標準額に基づき算定

「参考資料」では、「地元の地方公共団体に納税していた個人小売店がコンビニエンスストアに形態を変えると、実質的な経済活動に変化はなくとも、**売上の一部がフランチャイズ料として東京本社に支払われる結果、地元の地方公共団体に納められていた税収が本店所在地である東京都に移転することになる。**」としているが・・・

<「参考資料」 P.28>



(出所) 総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」、日本フランチャイズチェーン協会「フランチャイズチェーン統計調査」等をもとに作成
(注) 個人小売店は、個人経営の小売店のうち、酒、食料品(野菜・果実、食肉、鮮魚)に係るものを合計。

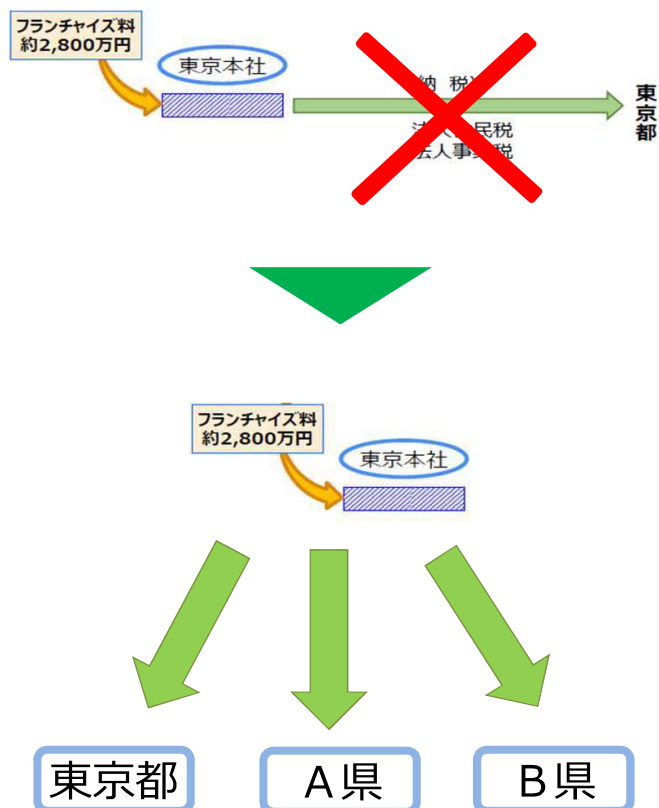


(注) コンビニの売上やフランチャイズ料については、大手3社の決算資料をもとに平均的な額を算出。

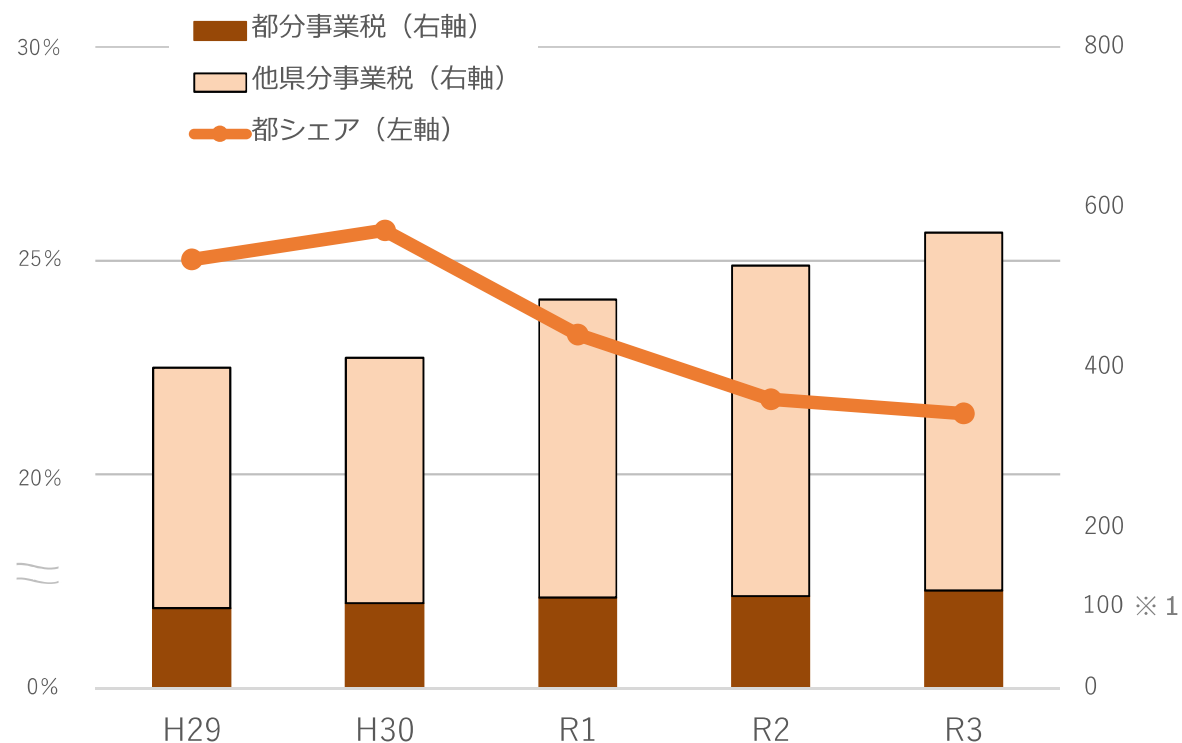
東京都の見解 フランチャイズ料を含めて分割基準に基づき全国の自治体に帰属

- ✓ 大手コンビニエンスストアは全国に支店などの事業所を有しており、法人二税の税収は分割基準に基づき全国の自治体に帰属
- ✓ 法人事業税の税収を見ると、都のシェアは2割程度に過ぎず、近年は低下傾向であり、税収の集中が進展しているという状況にはない

<法人二税の帰属の流れ>



<全国に占める都の法人事業税収シェアの推移> (大手コンビニ3社)



※1 H29の都分事業税を100とする

※2 他県分事業税は課税標準額に基づき算定

- ✓ これまでの地方法人二税を国税化し、地方交付税などで配り直す仕組みは、**地方の自主財源を縮小させることにほかならず、地方分権に逆行するもの**
- ✓ **地域経済を活性化し税収を増やす努力を行っても、その分国税化される金額が拡大するだけで、頑張る地方のインセンティブを阻害**

自治体の自主財源を奪い、頑張るインセンティブを阻害

